

改 正 案	現 行
埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例	埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例
<p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 <u>(削る)</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) <u>第二条第一項第一号</u>に規定する麻薬、<u>同項第四号</u>に規定する麻薬原料植物及び<u>同項第六号</u>に規定する向精神薬</p> <p>三～六 (略)</p> <p>第三条～第十条 (略)</p> <p>(知事指定薬物の指定)</p> <p>第十一条 知事は、<u>第二条第六号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、最新の科学的知見に基づき精神毒性を有すると認められるものを知事指定薬物として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(知事指定薬物の指定の失効等)</p> <p>第十二条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から<u>第五号</u>までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第十三条～第十六条 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 <u>二 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第一条に規定する大麻</u></p> <p>三 (略)</p> <p>三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) <u>第二条第一号</u>に規定する麻薬、<u>同条第四号</u>に規定する麻薬原料植物及び<u>同条第六号</u>に規定する向精神薬</p> <p>四～七 (略)</p> <p>第三条～第十条 (略)</p> <p>(知事指定薬物の指定)</p> <p>第十一条 知事は、<u>第二条第七号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、最新の科学的知見に基づき精神毒性を有すると認められるものを知事指定薬物として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(知事指定薬物の指定の失効等)</p> <p>第十二条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から<u>第六号</u>までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第十三条～第十六条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(緊急時の勧告)</p> <p>第十七条 知事は、<u>第二条第六号</u>に掲げる薬物の濫用により県民の健康等に重大な被害が生じ、又は生じる蓋然性が高いと認めるときは、第十一条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物（当該薬物を含有する物又は植物を含む。以下この項及び次条第二項において「勧告対象薬物」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は勧告対象薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十八条～第二十五条 (略)</p>	<p>(緊急時の勧告)</p> <p>第十七条 知事は、<u>第二条第七号</u>に掲げる薬物の濫用により県民の健康等に重大な被害が生じ、又は生じる蓋然性が高いと認めるときは、第十一条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物（当該薬物を含有する物又は植物を含む。以下この項及び次条第二項において「勧告対象薬物」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は勧告対象薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十八条～第二十五条 (略)</p>

(第二条関係)

改正案	現 行
<p data-bbox="266 218 607 247">埼玉県青少年健全育成条例</p> <p data-bbox="183 293 562 322">第一条～第十九条の三 (略)</p> <p data-bbox="230 368 591 397">(場所の提供及び周旋の禁止)</p> <p data-bbox="183 406 1111 512">第二十条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p data-bbox="212 521 394 550">一・二 (略)</p> <p data-bbox="212 560 663 588">三 麻薬、あへん又は覚醒剤の使用</p> <p data-bbox="212 598 394 627">四～八 (略)</p> <p data-bbox="183 673 591 702">第二十一条～第三十三条 (略)</p>	<p data-bbox="1252 218 1592 247">埼玉県青少年健全育成条例</p> <p data-bbox="1164 293 1543 322">第一条～第十九条の三 (略)</p> <p data-bbox="1211 368 1572 397">(場所の提供及び周旋の禁止)</p> <p data-bbox="1164 406 2092 512">第二十条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p data-bbox="1193 521 1375 550">一・二 (略)</p> <p data-bbox="1193 560 1733 588">三 麻薬、<u>大麻</u>、あへん又は覚醒剤の使用</p> <p data-bbox="1193 598 1375 627">四～八 (略)</p> <p data-bbox="1164 673 1572 702">第二十一条～第三十三条 (略)</p>